

京都府告示第509号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

京丹後市網野町木津（元上野）小字三宅谷40、41の1、42から47まで、47の乙、48から52まで、10003、10004、10005の1、10006、10006の1から10006の3まで、10007から10018まで、10019（次の図に示す部分に限る。）、10019の1、小字トイシガ尾10070の1（次の図に示す部分に限る。）、網野町木津（元中館）小字三明谷奥872から874まで、875の1、876、小字三明谷877から879まで、網野町木津（元和田上野）小字三宅谷133、134、135の1、135の乙、136の乙、137、小字三宅谷奥135、小字宮ヶ谷10006、10007、10007の1、10008の1、10009、10011

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

網野町木津（元上野）小字三宅谷40・41の1・42・44から46まで・10004・10019の1・網野町木津（元中館）小字三明谷879・網野町木津（元和田上野）小字三宅谷133・134・137・小字宮ヶ谷10009（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。

京都府告示第510号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年10月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
京丹後市（次の図に示す部分に限る。）2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。

京都府告示第511号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年10月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南丹市（次の図に示す部分に限る。）2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第512号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年10月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 域	区 分
伊 根 町 区 域	大型定置漁業



京都府告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年10月8日から令和6年10月22日まで縦覧に供する。

令和6年10月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 八幡木津線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
相楽郡精華町大字菱田小字新池22の1から	前	m	m	工事に伴う仮設道の設置
相楽郡精華町大字菱田小字新池24を経て		最小 6.7	64.6	
相楽郡精華町大字下狛小字下新庄14・15合併1まで		最大 8.0		

相楽郡精華町大字菱田小字新池22の1から	後	最小 6.7	64.6
相楽郡精華町大字菱田小字新池24を経て		最大 8.0	
相楽郡精華町大字菱田小字新池22の1から	後	最小 7.1	72.0
相楽郡精華町大字菱田小字新池22（右）を経て		最大 23.7	
相楽郡精華町大字下狛小字下新庄14・15合併1まで			

4 縦 覧 場 所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

丹後土地改良区の役員の住所変更に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり役員の新旧住所の届出があった。

令和6年10月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

住所変更を行った役員（理事）	中 山 泰
新 住 所	京丹後市峰山町杉谷22
旧 住 所	〃 〃 菅161の6



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年10月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
南丹市園部町栄町二号24の1、25の1、36、栄町三号85の1、85の2
（関連区域）
南丹市園部町栄町二号24の2の一部、24の3の一部、24の4の一部、24の5の一部、24の6の一部、25の2の一部、25の3の一部、栄町三号35の2の一部、

47の一部、国有地、市有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
茨木市郡山二丁目6の20
山本 敏彦

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年10月8日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和7年度京都府学力・学習状況調査業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和7年12月31日まで
- (4) 履行場所
仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第3号館4階
京都府教育庁指導部学校教育課
電話番号 (075) 414-5831

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年10月8日（火）から令和6年11月13日（水）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育委員会ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html>）の入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手する

こと。

- 3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

(4) この入札に示した業務を履行することができる能力があること。

5 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の入手方法

原則として、(2)に示す申請書の提出期間までに、京都府教育委員会ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html>）の入札情報からダウンロードすること。

(2) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

(3) 提出場所

2の(1)に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(2)の期間内に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

(2)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法により提出すること。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

(5) 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 審査基準日の直前の2営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調査書

オ 法人にあっては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書

カ 取引使用印鑑届

キ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書の写し

ク 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

なお、京都府が行う「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され、競争入札参加資格者の資格を得ている者については、その競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付することにより、ア、イ、ウ及びオの資料の添付に代えるこ

とができることとする。

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(7) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(8) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和7年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからカまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年11月25日（月）午後2時

イ 場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第3号館6階

京都府教育庁入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年11月22日（金）午後5時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

15 その他

- (1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

16 Summary

- (1) The name and quantity of the service

- FY2025 Kyoto Prefectural Survey on Academic Ability and Learning Situations
- (2) Contract period
From the date of conclusion of the contract to 31st December, 2025
- (3) Time limit for receiving tender by mail (not e-mail)
5:00 PM on Friday, 22th November, 2024
- (4) The date, and place for the opening of tender
2:00 PM on Monday, 25th November, 2024
Bidding room, Kyoto Prefectural Board of Education
6F, Building No.3 of the Kyoto Prefectural Government Main Office
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan
- (5) For further information
School Education Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
4F, Building No.3 of the Kyoto Prefectural Government Main Office
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan
TEL (075) 414-5831

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第179号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和6年10月8日

京都府公安委員会
委員長 増田 壽 幸

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 型)	教習指導員審査(大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(中 型)	教習指導員審査(中 型)
準 中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(準 中 型)	教習指導員審査(準 中 型)
普 通 自 動 車 免 許	技能検定員審査(普 通)	教習指導員審査(普 通)
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 特)	教習指導員審査(大 特)

大型自動二輪車免許	技能検定員審査(大自二)	教習指導員審査(大自二)
普通自動二輪車免許	技能検定員審査(普自二)	教習指導員審査(普自二)
けん引免許(法第85条第3項のけん引自動車で同項の重被けん引車をけん引しているもの)	技能検定員審査(けん引)	教習指導員審査(けん引)
大型自動車第二種免許	技能検定員審査(大型二種)	教習指導員審査(大型二種)
中型自動車第二種免許	技能検定員審査(中型二種)	教習指導員審査(中型二種)
普通自動車第二種免許	技能検定員審査(普通二種)	教習指導員審査(普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審査の内容		審査の期日	審査の場所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和6年11月11日(月)、令和6年11月12日(火)、令和6年11月13日(水)、令和6年11月14日(木)及び令和6年11月15日(金)	京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和6年10月15日(火)から令和6年10月25日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。)とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真(技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の前日6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚

ウ 運転免許証(受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの)

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面(規則第17条又は附則第3条第1項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの)

(4) 審査手数料

京都府警察手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第5号)別表第1に定める額を現金等により納付すること。

4 その他

(1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)において配布する。

(2) 審査当日は、運転免許証及び筆記用具を持参すること。

(3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課運転者教育室教習所係(電話075-631-5181(代表)内線453)に行うこと。

監 査 委 員

6年監査公表第7号

令和5年度に執行した監査の結果（令和5年12月27日から令和6年1月31日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年10月8日

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 健康福祉部

宇治児童相談所

(指摘)

年休等取得日に特殊勤務手当を誤支給していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに誤支給分の返納処理を行い、令和6年5月までに全員から返還を受けるとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

今後は各職員において業務発生後速やかに総務事務システムに入力するとともに、決裁時においても改めて各職員の勤務実績をチェックすることにより、再発防止を徹底することとした。

(2) 建設交通部

京都土木事務所

(指摘)

河川占用料に係る延滞金の計算を誤り、過少徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了後、係員全員に指摘事項の説明を行い、その内容について周知するとともに、河川占用料徴収の手続について再度徹底を図った。

また、本件の相手方へ、令和6年5月に過少分の追加徴収を行うとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

今後、河川占用料を算定する際は、その都度、根拠となる関係法令を確認するとともに、複数の職員によりチェックを行い、再発防止に努めることとした。

(指摘)

行政財産使用料の算定を誤り、過大徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了後、係員全員に指摘事項の説明を行い、その内容について周知するとともに、行政財産使用料の手続について再度徹底を図った。

また、本件の相手方へ、令和6年3月に過大分の還付を行うとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

今後、行政財産使用料を算定する際は、その都度、根拠となる関係法令を確認するとともに、複数の職員によりチェックを行い、再発防止に努めることとした。

(3) 広域振興局

中丹西土木事務所

(指摘)

委託料を過大に支出していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに事案を精査し、委託先から提出される業務日報をもとに担当職員のみが月単位の精算表をエクセル入力・確定させていたことが原因であることが判明した。他に同様の過誤がないことを再確認し、所内全職員に情報共有を行った。

また、委託事業者へ納入通知書を発行し、令和5年10月に差額の返還を受けた。

今後は、委託事業者側の確認体制の強化を要請の上、複数の職員によりチェックを行い、再発防止を徹底することとした。

(4) 教育委員会

府立南丹高等学校

(指摘)

行政財産使用料の算定を誤り、過少徴収していたもの

(措置の内容)

直ちに相手方へ連絡し経緯を説明の上、令和6年2月に不足額が納入されていることを確認した。併せて、過去5年分の教育財産使用料について算定額を確認し同様の事例がないことを確認した。

教育財産使用料算定にあたっては、固定資産評価基準の残存率や根拠となる関係条例や規則等について、事務室内で再確認するとともに、今後は行政財産使用料自動計算シートを活用し、再発防止を図ることとした。